

(別紙 1) 第三者評価の受審について

長野県健康福祉部地域福祉課

福祉監査担当

1 現状と問題点

<進まぬ受審>

保育所の第三者評価受審については、努力義務とされていますが、現在、WAMNETに評価結果が公表されている県内の保育所は136所、認定こども園は1所にとどまっています。また、過去3年間の保育所の受審は12.4%であり、サービスの質を利用者に確認していただくためには、受審数の増加が喫緊の課題となっています。

<事業所からは好評>

事業所へのアンケートの回答によれば、第三者評価の受審については、おおむね好評価をいただいています。

<放課後児童クラブも対象>

本県においては、令和4年7月から、放課後児童クラブについても、第三者評価の評価対象としました。放課後児童クラブについては、1事業所当たり3年に1度、年30万円を上限として費用の補助制度があります。

※子ども・子育て支援交付金>放課後児童健全育成事業(一般分)>6放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

2 考察

<最も馴染むサービスは保育>

子育て環境を見極めて移住する世帯が多く見受けられる中、第三者評価に最も馴染むサービスは保育だと考えています。

※東京都においては、保育系サービス受審事業所リストを公表しています。

<保護者の不安の緩和>

いわゆる「置き去り事故」などに対する保護者の不安が懸念される中、園が安全対策に取り組んでいるのか、保護者の意見を取り入れた運営を行っている

のか、などの観点をチェックし、公表することには、大きな意義があるものと考えています。

<広報も必要>

現時点では、一般県民への第三者評価制度の周知は、ホームページでの公表にとどまっており、広報活動の強化も課題と考えています。

3 今後の方針（素案）

以上により、県民に子育て環境を選んでいただく一助として第三者評価を利用していただくため、次のような取組みを行う予定です。

- (1) 市町村別受審状況の公表
- (2) 連続受審事業所の公表
- (3) 県民向け広報の実施（県公式HP以外）（令和6年度当初予算案提出）

※ まず保育所について取り組み、順次、放課後児童クラブ、特別養護老人ホームにも拡大していく考えです。

4 お尋ねしたい事項（保育所、放課後児童クラブのそれぞれについて）

第三者評価受審促進に向けての参考としたいので、次の点についてお教えください。（※市町村名を伏せてまとめ、県の審議会資料等として活用します。）

- (1) 運営指針に定められている自己評価の分析、活用方法はいかがでしょうか。
- (2) 自己評価は公表されているでしょうか。
- (3) 第三者評価を受審されていない理由はいかがでしょうか。
- (4) これを機に、第三者評価受審を検討していただけるでしょうか。

ア お試し受審 イ 継続受審

- (5) 第三者評価の公表内容を参考としていただくため、評価結果の公表などを随時お知らせするメールマガジンを2～3か月に1回発行したいと考えていますが、お送りしてもよろしいでしょうか。